

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成28年11月13日 09時50分ごろ
発生場所	長崎県対馬市対馬東方沖 厳原港外防波堤灯台から真方位085° 27.3海里付近 (概位 北緯34° 13.8′ 東経129° 50.4′)
事故の概要	潜水艦あさしおは、水上航行中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	平成28年11月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	潜水艦 あさしお、2,934トン（排水量）
船舶番号、船舶所有者等	3601（艦船国籍証書の番号）、防衛省
乗組員等に関する情報	機関長、機関2級（防衛省基準）
負傷者	なし
損傷	右舷主機計器盤等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、艦長及び機関長ほか73人が乗り組み、広島県呉市呉港に向け対馬東方沖を水上航行中、機械室当直員の1人が、‘右舷主機A列1番（V型12シリンダ機関の右舷側最船首側のシリンダ）の燃料噴射ポンプ付き空気抜きボルト’（以下「本件空気抜きボルト」という。）から、燃料油が漏れていることを発見し、潜水航行時に艦長等が指揮をとる発令所に報告した。 機関室当直員は、報告後、本件空気抜きボルトの状態を確認したところ、本件空気抜きボルトが抜け、燃料油がミスト状に噴出し、付近の排気管付近に降りかかって出火し、燃え広がっていたので、消火活動にあたった。 本船は、燃料油として軽油を使用していた。 本件空気抜きボルトは、平成28年8月29日に船内整備作業の一環で空気を抜くために一旦緩められた後、再び締め付けられていたが、本事故後、緩み止めが施されていなかったことを機関長が確認した。
分析	本船は、対馬東方沖を水上航行中、本件空気抜きボルトが緩んで燃料油が漏れたことから、漏れた燃料油が高温の排気管に触れて出火し、付近の可燃物に延焼して機械室で火災が発生したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、対馬東方沖を水上航行中、本件空気抜きボルトが緩んで燃料油が漏れたため、漏れた燃料油が高温の排気管に触れて

	出火し、付近の可燃物に延焼して機械室で火災が発生したものと考えられる。
--	-------------------------------------